

# 民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

## 「部落差別」永久化法（部落差別解消推進法）成立に抗議する！

12月9日、参議院本会議で、自民、公明、民進3党提出の「部落差別」永久化法（部落差別解消推進法）が、日本共産党以外の賛成多数で可決・成立しました。この法律は部落問題解決の歴史に逆行し、部落差別を法で固定化し永久化する暴挙であり、断固抗議するとともに、一日も早く廃止することを求めます。

「部落差別解消推進法」は、2002年3月末に総務大臣談話で特別対策を終了し一般施策のもとで残された問題や課題の解決を図るとした歴史的合意を反故にし、法文上定義もなしに「部落差別」の実態調査や施策の実施、教育・啓発、相談体制の強化を義務づけ、恒久的に行うという、まさに時代錯誤で解決の歴史への逆流となるものです。

法の「部落差別は許されない」という文言のもと、部落解放同盟などの無法で私的制裁そのものである「差別糾弾」が合法化され、特権と同和対策事業の維持・復活になりかねません。これでは、新たな差別を生み出すとともに、旧身分を理由にした悪習を国民の自由な意見交換のもとで解決してきた道のに逆行し、大きな妨げになります。しかも実態調査は「地域」の固定化と旧身分の洗い出しという人権侵害を恒久的に行うことになりかねず、結婚をはじめ社会的交流が前進しているなかで、人為的差別の垣根を法制度上及び行政上いつまでも残すことになりす。また、「啓発」と称して国民を「差別者」扱いし分断を図るとともに、国民の内心に介入する憲法違反で人権侵害はなはだしい自体を生み出します。

もともと部落問題の属性つまり固有の性質は、封建的身分そのものではなく「封建的身分の残滓、残りもの」です。部落問題は民主主義の前進をはかる国民の不断の努力を背景に、特別対策や高度経済成長とこれに起因する社会構造の変化もあって、解消に向けて大きく前進してきました。そして部落問題はその後のが国の企業社会・管理社会化、さらにはバブルの崩壊による国民一般の犠牲が強化されるなかにおいても、時代とともに不逆的に解決が進んできたものです。その結果、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなり、新たに部落問題に関心を寄せる若い世代も急速に減少することになりました。この事実こそ直視すべきであり、部落問題解決の著しい前進とともに喜ばしいことと評価できるものです。

私たちは、部落問題の解決をはかってきた歴史的社会的営みの到達点を根底から破壊する「部落差別解消推進法」の成立に断固抗議するとともに、これまでのたたかひの教訓を生かし、その解決に向けていっそう頑張る決意です。

## 仁比聡平議員が反対討論 差別固定化の危険は重大！

日本共産党の仁比聡平参議院議員は9日、参院本会議で、“恒久法”である「部落差別解消推進法」が、部落問題解決の歴史に逆行し、差別を固定化する危険は重大だと指摘して、同法に断固反対を表明しました。

仁比氏は、「部落問題の解決は、民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に大きく前進した」と強調。国の特別対策の終結から14年を経て、「社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある」とのべました。また、何を「部落差別」とするか法案は極めて曖昧で「乱用によって表現や内心の自由が侵害される重大な危険がある」と指摘しました。

仁比氏は、八鹿高校事件をはじめ数々の暴力的「確認・糾弾」を引き起こしてきた「解同」（部落解放同盟）が、今日も「糾弾の取り組みを堅持する」としていると告発。「民間運動団体の行き過ぎた言動、その圧力に屈した行政の主体性の欠如が新しい要因となり、新たな差別を生むことこそ歴史の教訓だ」と指摘しました。さらに、「差別解消」の「施策」などの条文は無限定で、同和利権の復活は排除されていないとして「運動団体の『あれも差別、これも差別』といった圧力の根拠になり、施策が強制されかねない」と警告しました。

仁比氏は、行政に義務付けられる「実態調査」が旧同和地区住民を洗い出し、国民の内心を侵害し、国民の間に新たな障壁をつくり出す危険があると指摘。「部落問題についての自由な意見交換を困難にするものであり、問題の解決に逆行することは明白だ」と批判しました。（12月10日 しんぶん赤旗より）

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（12月8日 参議院法務委員会）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努力することはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

右決議する。